法院通譯倫理規範

法廷通訳人倫理規範

中華民國 102 年 10 月 25 日院台廳司一字第 1020028257 函訂定

中華民国 102 年 10 月 25 日院台庁司一字第 1020028257 文書により制定

一、為提升法院傳譯品質，建立通譯行為基準，特訂定本規範。

一、法廷通訳の質を向上し、通訳人の行為基準を確立するため、特に本規範を制定する。

二、通譯應遵守法令及本規範，秉持熱誠及耐心，以公正、誠實之態度執行傳譯職務。

二、通訳人は法令および本規範を遵守し、熱意と誠意、そして忍耐力を堅持し、公正且つ誠実な態度で通訳の職務を執行しなければならない。

三、通譯應謹言慎行，避免有不當或易被認為損及司法形象之行為。

三、通訳人は言動を慎み、不当または容易に司法のイメージを損うと思われる行為を避けなければならない。

四、通譯執行職務時，不得因性別、種族、地域、宗教、國籍、年齡、身體、性傾向、婚姻狀態、社會經濟地位、政治關係、文化背景或其他因素，而有偏見、歧視、差別待遇或其他不當行為。

四、通訳人は職務執行時に、性別、人種、地域、宗教、国籍、年齢、身体、性的傾向、婚姻状態、社会経済的地位、政治信条、文化背景またはその他要因で、偏見や蔑視、差別待遇またはその他の不当な行為をしてはならない。

五、通譯執行職務時，應忠實傳譯當事人、證人、鑑定人及其他關係人之陳述內容，不得有擅自增減、潤飾、修改、曲解原意或隱匿欺罔之行為。

通譯執行職務時，如發現誤譯，應即主動告知法院，並協助更正。

五、通訳人は職務執行時に、当事者、証人、鑑定人およびその他関係者の陳述内容を忠実に通訳し、みだりに増減、修飾、修正、原意の曲解または隠匿や欺罔を行ってはならない。

通訳人は職務執行時に誤訳を発見した場合は、直ちに自ら裁判所に告知し、訂正に協力しなければならない。

六、通譯就傳譯案件所涉之法律、訴訟程序、專業知識或其他陳述用

語不明瞭時，應主動告知法院協助釐清。

六、通訳人は通訳事案に関わる法律、訴訟手続、専門知識またはその他陳述用語に通じないときには、自らその旨を裁判所に告知し、協力して明らかにしなければならない。

七、通譯就傳譯案件如有法定應自行迴避事由，不得執行職務。

七、通訳人は通訳事案につき、法で定めた自ら回避すべき事由がある場合には、職務を執行してはならない。

八、通譯就傳譯案件如有拒絕通譯原因、利益衝突或其他影響其忠實、中立執行職務之情形，應主動告知法院。

八、通訳人は通訳事案につき、通訳を拒む事由、利害の衝突または通訳人の忠実で中立な職務の執行に影響するその他の事情があるときは、自ら裁判所に告知しなければならない。

九、通譯執行職務時，不得就案情提供任何法律意見或陳述個人意見。

九、通訳人は職務執行時に、事案の内容につき法的意見の提供または個人的意見の陳述をしてはならない。

十、通譯不得接受請託關說或收受不正利益，並應避免與傳譯案件之當事人、證人、鑑定人或其他關係人有案件外之接觸。

十、通訳人は、取り成しの依頼や不正な利益を受けてはならず、且つ通訳事案の当事者、証人、鑑定人またはその他関係者との事案外での接触を避けなければならない。

十一、通譯不得揭露或利用因職務所知悉之秘密、個人隱私或非公開訊息。

十一、通訳人は職務によって知り得た秘密、個人のプライバシーまたは非公開情報を開示または利用してはならない。

十二、通譯應善用教育訓練課程，保持並充實職務所需智識及傳譯技能。

十二、通訳人は教育訓練課程を充分に活用して、職務に必要な知識および通訳技能を維持し、充実させなければならない。